

事業所における自己評価結果（公表）

公表日：令和5年 2月13日

チェック項目			はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6		個別療育スペースと集団療育スペースを分けることにより、児童が集中して療育に取り組めるよう工夫しております。	
	2	職員の配置数は適切である	6		基準以上の人員配置で取り組んでおりますので、突発的なご利用者の増加に対しても対応させて頂いております。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	3	3	わかりやすく構造化された環境に配慮してあります。階段がありますが、付き添って安全面に配慮しております。	今後も職員間で話し、児童の障害の特性に応じて、可能な範囲で改善し、より良い環境作りを目指してまいります。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		毎日の清掃を徹底しており、室内の消毒についても衛生に配慮して最善の対応を心がけております。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	5	1	職員間の情報交換を大切に考え、全員が参画する定期的なミーティングや毎月2回のリフレクション会議にて意見を出し合い、振り返りを行っております。	職員の勤務時間や勤務に合わせた日時などを調整し、話し合いの場を創出していきます。また、職員全員が会議内容を把握できるように会議録を作成し、情報共有してまいります。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6		アンケート結果を基に、保護者様のご意向を把握し、全職員で情報共有を行い、保護者様や児童の意向に沿って業務改善を行っております。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6		COMPASS 発達支援センター公式Web サイトにて公開しております。	今後も公式webサイトで公開してまいります。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	6		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6	6	本年度はコロナの影響から外部研修への参加は控えており、社内の研修 動画等により実施しております。	今後も事業所内研修を継続し、必要に応じて外部研修等にも参加し、職員の資質向上に努めてまいります。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6		初回面談時に児童の課題、及び保護者様のご意向を踏まえ、支援計画の立案に取り組んでいます。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5	1	全事業所で統一化されたツールを使用しております。保護者様のご意向を尊重してまた各関係機関からの情報も取り入れ参考にしながらより正確にアセスメントができるよう心がけております。	今後も同様にアセスメントツールを活用し、保護者様のニーズ、児童の様子を把握し、病院や関係機関からの発達検査結果なども取り入れながら、よりよいアセスメントができるようにしてまいります。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6		各支援内容から児童・保護者様に必要な支援内容を選択し、その時の児童の様子・保護者様の意向に沿った具体的なわかりやすい内容を設定しております。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	5	1	利用児童への直接支援は支援計画に沿っておこなわれるよう支援会議で共通認識、共通理解を図っております。また同じ療育や対応ができるよう、職員がいつでも支援計画書を閲覧できるようにしております。	利用児童の状況等に合わせた具体的な支援内容の検討や変更を職員全員で話し合い、支援計画に沿った支援を行ってまいります。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	4	2	朝礼やリフレクション会議などで、全職員案を出し合い、分担・協力して行っております。	今後も活動プログラムは全職員で話し合い、立案・計画・検証してまいります。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5	1	通常は課題の克服及び定着を目指し、固定化した繰り返し行う療育に取り組むことが基本ですが、その時々児童の様子や、日々の記録から進捗を確認し、毎日課題を検討しております。また児童の発達や成長に合わせた個別の課題に対し、職員それぞれの工夫や関わり方に変化をつけるなどして固定化しない活動内容を心掛けております。	全職員で情報を共有しながら、児童の状況や成長に合わせた個別の課題に取り組んでまいります。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	6		児童の発達段階や保護者様の意向に合わせて、生活面や学習面の為の個別活動と社会性の為の集団活動を組み合わせた計画を作成しております。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6		毎日のスケジュールや、職員配置役割分担を把握出来るよう打ち合わせをした上で可視化して、共通認識を持って支援にあたるよう情報共有を行っております。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6		児童の支援終了後にはその日の振り返りや気付いた点などを報告し合い情報共有を行っております。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6		記録は各児童ごとにその日のうちに都度行っております。記録により児童の状況の振り返りができおります。	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6		6ヶ月以内に必ずモニタリングを行い、児童管と療育担当者が現状の児童の成長や、保護者様から頂いた情報等を加味しながら、支援計画の見直しを検討しております。		
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6		担当者会議には児童の状況を一番把握している児童管が参加しております。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6		保育園、幼稚園とも密に連携を図る必要に応じて児童の様子や、日々の支援について情報を共有し、支援を行っております。	
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	6	6	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	6	6	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		必要に応じて担当者会議や送迎等で、保護者様の同意を得て支援の見学や情報共有など連携を図りながら相互理解に努めております。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		児童の課題に向き合い、いつでも相談し合えるような連携をおこなっております。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6		事業所を併用している児童については、担当者会議で情報共有を行ったり、相談支援専門員を通して様子聞いてその都度連携を図っております。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	6		新型コロナウイルスの感染予防の観点から外部での参加は控えていただいております。	コロナ収束後に、保護者様のご意見もお聞きしたうえで、機会があれば是非交流を持ちたいと思っております。
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6	6	新型コロナウイルスの感染予防の観点から外部での参加は控えていただいております。	コロナ収束後には協議会、研修講義等積極的に参加し、児童への支援に繋げていけるよう努めてまいります。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達や課題について共通理解を持っている	6		保護者様と来所時や送迎時等に児童の様子を伺ったり、事業所での様子を伝えたりすると共に、達成したことや課題についての情報共有をおこなっております。保護者様や児童に寄り添うことを心掛け、共通理解を持って療育できるよう努めております。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング）の支援を行っている	5	1	保護者様からご相談を受けた際には、丁寧に助言、アドバイスなどおこなっております。	今後も必要に応じて助言、アドバイスなどを行ってまいります。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6		契約書、重要事項説明書を丁寧に説明を行い、理解していただけるよう心掛けております。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6		ガイドラインに基づいて支援計画を作成し、保護者様に説明を行った上で同意を得ております。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		家庭連携や送迎時だけでなく連絡帳やお電話でも相談を受けますが、迅速な対応を心掛け、保護者様に寄り添いながら、児童の状況を踏まえて適切な助言・支援を行っております。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	6		連絡帳や送迎時での面談、または電話にて、お悩みやご要望をお聞きし、丁寧な対応に努めております。	コロナ禍にある現時点では保護者会は実施できておりませんが、機会があれば是非交流を持ちたいと思っております。コロナ収束後に再開してもスムーズに実施できるよう調整してまいります。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備し、相談と申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6		保護者様からご意見をいただいた際には、全職員が情報共有・共通理解のうえ、迅速に体制を整えております。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6		公式Webサイトや事業所だよりで情報の発信をおこなっております。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	6		個人情報の取り扱いには慎重に行い、書類は施錠できる場所に保管してあります。また児童の写真掲載等は、書面にて保護者様の同意を得た上で掲載しております。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6		児童や保護者様の特性などを把握した上で、口頭だけでなく特性に合わせた方法を使って意思の疎通や情報伝達を行っております。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	3	3	新型コロナウイルスの感染予防の観点から外部での参加は控えていただいております。	目標として地域に開かれる事業運営を目指しておりますので、コロナの状況が落ち着けば情報発信等を積極的におこなってまいります。
	非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6		各種マニュアルについては、利用契約時にお伝えしております。職員間でも共有できるよう定期的に確認をしております。
42		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6		火災、地震、風水害、不審者対応についての避難訓練を実施しております。	
43		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6		初回アセスメントでの聞き取り内容を記録として残し、職員間での共有徹底を図っております。	
44		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6		アレルギーについては、ご契約時に保護者様から聞き取りを行い、把握できるようにしております。	
45		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6		ヒヤリハットを記録し、職員間で共有することで、全職員が意識できるよう努めております。	
46		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		職員間にて、言葉遣い等虐待に対しての基礎知識向上の為の会議を取り入れております。	
47		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6		現在、身体拘束が必要な児童のご利用はありませんが、利用契約書には身体拘束の禁止を記載しており、生命又は身体を保護する為によりやむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得るようしております。	

〇この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。